

青森県公立学校臨時的任用職員・会計年度任用職員募集案内

青森県教育委員会

1 目的

青森県教育委員会では、県内の公立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校において、欠員補充及び病気休職の代替等として、臨時的任用職員を募集します。
また、新採用教員の初任者研修における代替等として、会計年度任用職員を募集します。

2 募集する職種及び受付期間

職種	臨時的任用職員	講師、養護助教諭、実習助手、寄宿舎指導員、事務職員、学校栄養職員
	会計年度任用職員	非常勤講師、スクール・サポート・スタッフ
受付期間		随時受付（通年募集） ※通常は新年度当初に多数の講師等の任用が見込まれるため、前年度の1月末までに提出されることが望まれます。

※校種、教科等を問わず募集しています。

3 応募資格

(1) 必要な免許・資格等

職種	免許・資格等
講師 養護助教諭 非常勤講師	教育職員免許法に規定する各相当の普通免許状を有する者（当該普通免許状を取得する見込みである者）
学校栄養職員	栄養士又は管理栄養士の資格を有する者（当該資格を取得する見込みである者）
実習助手 寄宿舎指導員 事務職員 スクール・サポート・スタッフ	なし

(2) 地方公務員法第16条の欠格条項及び学校教育法第9条の欠格事由に該当する者は、応募することができません。

4 応募手続

講師等の任用を希望する方は、「青森県電子申請・届出システム」から申請してください。

また、「青森県電子申請・届出システム」が利用できない等の理由により、郵送で応募したい場合は、青森県公立学校臨時的任用職員等申請書に必要な事項を記入の上、次の宛先へ送付してください。



(青森県電子申請・届出システム)

〒030-8540 青森市長島一丁目1-1

青森県教育庁教職員課小中学校人事グループ（小中学校等志願者） 電話 017-734-9894
教職員課高等学校人事グループ（高等学校志願者） 電話 017-734-9881
学校教育課特別支援教育推進室（特別支援学校志願者） 電話 017-734-9882

5 採用者の決定方法

申請時の校種、教科（科目）及び希望任地等を考慮の上、必要に応じて面接を実施し決定します。

6 勤務条件等

（１）臨時的任用職員

① 任用期間

６か月以内（更新する場合があります）

② 給与

臨時的任用職員の給与は、「職員の給与に関する条例」第３条「行政職給料表」「教育職給料表（一）」「教育職給料表（二）」「医療職給料表（二）」が適用されます。

なお、号給については、講師経験・民間会社の勤務歴等により調整されます。下記は、新卒者がすぐに採用された場合の給与の一例となります。

（令和７年４月現在）

職 種	校 種	最終学歴	号 給	月 額
講師	小学校	大卒	教育職給料表（二） １級 25 号給	247,000 円
養護助教諭	高等学校	大卒	教育職給料表（一） １級 25 号給	247,000 円
実習助手	高等学校	大卒	教育職給料表（一） １級 25 号給	247,000 円
寄宿舎指導員	特別支援学校	大卒	教育職給料表（一） １級 25 号給	247,000 円
事務職員	中学校	高卒	行政職給料表 １級 9 号給	194,500 円
学校栄養職員	特別支援学校	短大卒	医療職給料表（二） １級 9 号給	204,500 円

③ 各種手当

支給要件に応じて通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

④ 勤務時間

１週間当たり３８時間４５分で正規職員の例によります。なお、始業時刻、終業時刻、休憩時間については、勤務校の校内規程等によることになります。

⑤ 休暇

年次休暇、病気休暇及び特別休暇があり、原則として正規職員に準じます。

⑥ 福利厚生等

公立学校共済組合等へ加入することになり、原則として正規職員と同じく地方公務員法が適用されます。

（２）会計年度任用職員

① 任用期間

１年以内（更新する場合があります）

② 報酬（令和７年４月現在）

ア 非常勤講師

１時間当たり ２，８６０円

イ スクール・サポート・スタッフ

（ア）週１０時間 月額 ４３，９６３円

（イ）週１５時間 月額 ６５，９４５円

（ウ）週３０時間 月額 １３１，８９０円

③ 各種手当

支給要件に応じて通勤手当等が支給されます。

④ 勤務日及び勤務時間

ア 非常勤講師

勤務日は、所属する学校の校長が定めることになり、1日の勤務時間は7時間45分以内で、1週間の勤務時間は29時間以内となります。

イ スクール・サポート・スタッフ

勤務日は、所属する学校の校長が定めることになり、1日の勤務時間は7時間45分以内で、1週間の勤務時間は10時間、15時間又は30時間となります。

⑤ 休暇

年次休暇は任用期間に応じて付与されます。

⑥ 福利厚生等

社会保険等については、任用期間によっては健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法が適用となる場合があります。また、原則として正規職員と同じく地方公務員法が適用されますが、営利企業への従事等の制限の規定は適用されません。